

衆院選秋田1区「違憲」



発行所 秋田魁新報社
秋田市山王臨海町1番1号
〒010-8601
©秋田魁新報社 2013年

号外

購読申し込み
0120-13-1231
ホームページ
www.sakigake.jp
携帯サイト
m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」朝刊、当社ホームページをご覧ください。

高田支部 裁 無効請求は棄却



判決を受け、「違憲」と記した紙を掲げる弁護士ら。27日午後、仙台高裁秋田支部前

昨年12月に投票された衆院選秋田1区で「1票の格差」を是正しないまま実施したのは憲法違反だとして、秋田市の女性性が秋田1区の選挙無効を求めた訴訟で、仙台高裁秋田支部（久我泰博裁判長）は27日、「違憲」の判決を言い渡した。選挙無効の請求は棄却した。

1年3月の判決で、47都道府県にあらかじめ1議席を配分する「1人別枠方式」を否定し、前回09年衆院選（最大格差2・30倍）の区割りを「違憲状態」と判断、立法措置を講じるよう求めた。昨年11月に議員定数を「0増5減」する緊急是正法が成立したが、同年12月の衆院選には適用されなかった。最大格差は、当日有権者数が全国最少の高知3区と全国最多の千葉4区で2・43倍、秋田1区とは1・30倍だった。